

医療法に関する疑義について

(昭和 28 年 3 月 2 日)

(医収第 67 号)

(山梨県知事あて厚生省医務局長回答)

照会

医療法適用上左記諸点に付疑義が生じたので御回答煩わしい。

記

- 1 医療法第 42 条の規定に基き医療法人はその開設する病院又は診療所の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより医療関係者の養成又は再教育を行うことが出来ることになっているが、この場合定款又は寄附行為に於て特別にその定めをなさず而も病院とはその業務に於て全く関係を有しない子弟に対し、医療法人本来の業務たる病院の運営に支障のない限りにおいて、病院が法人格の立場を以って、この子弟を医学校に学ばせることは医療関係者の養成と解し差し支えないか。

なお、重ねて、定款、寄附行為には、この種、医療法人の附帯業務を規定していないので念のため。

2・3 略

回答

昭和 27 年 9 月 12 日医第 9 ノ 79 号をもって貴県衛生部長から照会のあった右のことについては左記の通り回答する。

記

- 1 医療法人が附帯業務として病院の業務と関係のない子弟を医学校に学ばせることは、定款又は寄附行為に規定すると否とにかかわらず、医療法第 42 条第 1 号に規定する附帯業務の範囲を逸脱するものと思料する。

2・3 略